

議案第69号

## 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部改正について

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例（平成15年静岡市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第3条中「南グラウンドにあつては午前9時から午後5時30分までと、北グラウンドにあつては午前9時から午後9時まで」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり」に改め、同条に次の表を加える。

区分		利用時間
南グラウンド	4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	午前9時から午後6時まで
	6月1日から7月31日まで	午前9時から午後7時まで
	9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	11月1日から翌年の1月31日まで	午前9時から午後4時30分まで
北グラウンド		午前9時から午後9時まで

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

### 1 南グラウンドの利用料金の限度額

利用区分	時間区分	午前	午後1	午後2	夜間
------	------	----	-----	-----	----

4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,500円	13,500円	13,500円	5,400円
		生徒等	9,450円	9,450円	9,450円	3,780円
	その他の場合		67,500円	67,500円	67,500円	27,000円
6月1日から7月31日まで	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,500円	13,500円	13,500円	10,800円
		生徒等	9,450円	9,450円	9,450円	7,560円
	その他の場合		67,500円	67,500円	67,500円	54,000円
9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,500円	13,500円	13,500円	
		生徒等	9,450円	9,450円	9,450円	
	その他の場合		67,500円	67,500円	67,500円	
11月1日から翌年1月31日まで	アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,500円	13,500円	10,800円	
		生徒等	9,450円	9,450円	7,560円	
	その他の場合		67,500円	67,500円	54,000円	

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
  - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 時間区分は、次のとおりとする。
  - (1) 午前 午前9時から午前11時30分までの時間
  - (2) 午後1 正午から午後2時30分までの時間
  - (3) 午後2 次に掲げる期間の区分に応じ、次に定める時間
    - ア 11月1日から翌年1月31日までの期間 午後2時30分から午後4時30分までの時間
    - イ ア以外の期間 午後2時30分から午後5時までの時間
  - (4) 夜間 午後5時から利用時間の終了時までの時間
    - ア 4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日までの期間 午後5時か

ら午後6時までの時間

イ 6月1日から7月31日までの期間 午後5時から午後7時までの時間

- 4 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 5 利用許可を受けた時間区分を延長して午前11時30分から正午までの時間を利用する場合の当該時間の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の5分の1に相当する額とする。
- 6 第3条ただし書の規定により利用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、この表の午前の区分における金額の5分の2に相当する額とする。
- 7 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 8 第4条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 9 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 10 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

## 2 北グラウンドの利用料金の限度額

時間区分		午前	午後1	午後2	午後3	夜間	
		午前9時から午前11時30分まで	正午から午後2時30分まで	午後2時30分から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	
グラウンド 利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,500円	13,500円	13,500円	10,800円	10,800円
		生徒等	9,450円	9,450円	9,450円	7,560円	7,560円
	その他の場合		67,500円	67,500円	67,500円	54,000円	54,000円
照明設備		1時間につき 1,180円					

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
- (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 2以上の時間区分を連続して利用する場合の利用料金の限度額は、各時間区分の金額を合計した額とする。
- 4 利用許可を受けた時間区分を延長して午前11時30分から正午までの時間を利用する場合の利用料金の限度額は、この表の午前の区分における金額の5分の1の額とする。
- 5 第3条ただし書の規定により利用時間を変更した場合の当該変更した時間に係る利用料金の限度額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、午前6時から午前9時までの時間にあつてはこの表の午前の区分における金額の5分の2に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までの時間にあつてはこの表の夜間の区分における金額の2分の1に相当する額とする。
- 6 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の3倍の額とする。
- 7 第4条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 8 照明設備の利用時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。
- 9 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 10 特殊の電気設備をした場合は、電気料に相当する額の実費を別に徴収する。
- 11 利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

第2条 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部を次のように改正する。

別表1 南グラウンドの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 南グラウンドの利用料金の限度額

利用区分		時間区分	午前	午後1	午後2	夜間
4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	5,500円
		生徒等	9,620円	9,620円	9,620円	3,850円

	その他の場合		68,750円	68,750円	68,750円	27,500円
6月1日から7月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	11,000円
		生徒等	9,620円	9,620円	9,620円	7,700円
	その他の場合		68,750円	68,750円	68,750円	55,000円
9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	
		生徒等	9,620円	9,620円	9,620円	
	その他の場合		68,750円	68,750円	68,750円	
11月1日から翌年1月31日まで	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	11,000円	
		生徒等	9,620円	9,620円	7,700円	
	その他の場合		68,750円	68,750円	55,000円	

別表2北グラウンドの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

時間区分		午前	午後1	午後2	午後3	夜間	
		午前9時から午前11時30分まで	正午から午後2時30分まで	午後2時30分から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	
利用区分	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	13,750円	13,750円	13,750円	11,000円	11,000円
		生徒等	9,620円	9,620円	9,620円	7,700円	7,700円
	その他の場合		68,750円	68,750円	68,750円	55,000円	55,000円
	照明設備		1時間につき 1,200円				

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項及び第4項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 平成31年4月1日

(3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例（附則第4項において「新条例」という。）別表の規定は、前項第3号に定める日（以下この項及び附則第4項において「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 第1条の規定による改正後の静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例別表の規定に基づく静岡市清水蛇塚スポーツグラウンドの利用料金の設定、利用に係る許可の手續及びこれに伴う利用料金の收受その他の行為は、附則第1項第2号に定める日前においてもこれを行うことができる。

4 新条例別表の規定に基づく静岡市清水蛇塚スポーツグラウンドの利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。